

# 簡易専用水道の手引き

諫早市環境政策課

(令和4年5月)

## 目 次

第1	簡易専用水道とは	1
第2	受水槽の有効容量の合計とは	1
第3	簡易専用水道の維持管理	2
第4	簡易専用水道の届出	3
第5	簡易専用水道にかかる図面等の保存	4
第6	その他一小規模貯水槽施設について	4

## 第1 簡易専用水道とは

市町村等の水道から供給を受ける水のみを水源とし、受水槽の有効容量の合計が10 m<sup>3</sup>を超えるものです。

ただし、次の場合は簡易専用水道に該当しません。

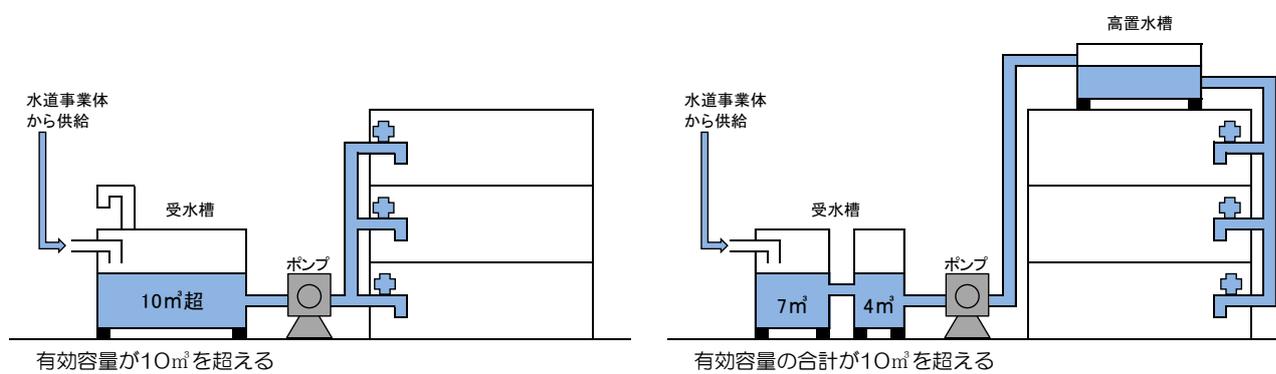
- ・ 飲み水として使用しない場合（消防用または空調用設備の受水槽等）
- ・ 受水槽の水の一部または全部が水道水以外の場合（専用水道に該当の可能性）

水道法第3条第7項（抜粋）

この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

水道法施行令第2条（抜粋）

法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10 m<sup>3</sup>であることとする。



## 第2 受水槽の有効容量の合計とは

- ・ 受水槽とは水道本管から量水器を経て貯水する最初の貯水槽  
(自然圧や増圧ポンプにより屋上等に設置する場合あり)
- ・ 有効容量とは受水槽の容量のうち有効に使用できる部分の容量  
(最高水位と最低水位の間の容量)
- ・ 合計とは客観的に一体的と判断できる受水槽の有効容量の合計  
(高置水槽や中継水槽の容量は含まない)

### 第3 簡易専用水道の維持管理

簡易専用水道の管理が不適切な場合、病原性細菌による汚染や異物（昆虫などの生物や排水・雨水等）の混入などの問題が生じることがあります。

安全・安心な水道水をご利用いただくために、水道法では管理義務が定められています。

#### 1 **管理基準の遵守**

（水道法第34条の2第1項・同法施行規則第55条各号）

##### ア 水槽の掃除（第1号）

水槽（受水槽・貯水槽・中継水槽）の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと

（注） 水槽の清掃は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第12条の2第1項第5項に規定する登録業者を活用しましょう（県央保健所 26-3304 にお問い合わせください）。

##### イ 点検・汚染の防止（第2号）

水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること  
（自主管理票参照）

##### ウ 水質検査の実施（第3号）

給水栓（蛇口）における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により異常を認めたときは、必要な項目について臨時の水質検査を行うこと

##### エ 給水停止及び周知（第4号）

健康を害するおそれがあることを知ったときの給水停止、及び危険であることの周知

台風の前や地震等の自然災害後は必ず点検しましょう。貯水槽や施設の破損による汚染の可能性があります。

## 2 法定検査の受検

(水道法第34条の2第2項・同法施行規則第56条)

簡易専用水道の設置者は、その管理について厚生労働省の登録を受けた機関の検査を定期(1年以内ごとに1回)に受けなければならない

※「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用をうける特定建築物は書類による検査を受けることができます。

◎登録検査機関から改善等の助言を受けたときは、すみやかに改善等を行ってください。また、市環境政策課や上下水道局からの指導等がある場合も同様に行ってください。

登録番号	登録検査機関名	所在地	連絡先
1	(財) 佐賀県環境科学検査協会	佐賀県佐賀市 光1丁目1番2号	0952-22-1651
35	(社) 長崎県食品衛生協会	西彼杵郡長与町高田郷 3640番地3	095-883-6830
106	日東化学工業(株)	福岡県北九州市小倉南区 徳吉東4丁目9番1号	093-451-2711
127	(株)ジェイエムエル	福岡県久留米市 百年公園1番1号 福岡パライキョウ -ヨメソク-	0942-35-6950
129	(株)環境分析技術センター	福岡県筑紫野市上古賀 3丁目2番16号	092-929-4122
139	ニチゴー九州(株)	熊本県宇土市築籠町 221番地	0964-22-0674

## 第4 簡易専用水道の届出

- (1) 簡易専用水道設置届出書(設置後速やかに提出)・・・様式第12号
- (2) 簡易専用水道変更届出書(届出事項に変更が生じたとき速やかに提出)・・・様式第13号
- (3) 簡易専用水道廃止届出書(廃止後速やかに提出)・・・様式第14号
- (4) 簡易専用水道承継届出書(承継後速やかに提出)・・・様式第15号

## 第5 簡易専用水道にかかる図面等の保存

図面や報告書などの記録は下記の期間を目安に保存して下さい。

- (1) 簡易専用水道設置届出書（位置図・配置図・構造図等）……………永年
- (2) 給水設備の系統図……………永年
- (3) 簡易専用水道検査結果書（登録検査機関検査結果）……………3年
- (4) 掃除の記録（実施日・期間・方法等）……………3年
- (5) 水質検査結果（水質異常時及び掃除後）……………3年
- (6) 自主管理票……………3年
- (7) 給水停止措置の記録……………3年
- (8) 給水水質に関する事故の記録……………3年

※「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用のある簡易専用水道については、同法の規定に従い保存してください。

## 第6 その他—小規模貯水槽施設について—

簡易専用水道に該当しない10m<sup>3</sup>以下の小規模貯水槽であっても、健康に与える影響は同じです。特に共同住宅や店舗、学校やホテル等利用者が多い施設は簡易専用水道に準じた取扱いに努めましょう。

